

日野川第1段揚水機場(管網系揚水機)、管網系1号~11号分土工及び管網用揚水機場(12号)は配水計画により、安定した用水を供給します。

近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町  
日野川用水施設管理協議会 (TEL 57-2121)  
事務局 (FAX 57-1718)

近江八幡市農村整備課 (TEL 36-5545)

近江八幡西部土地改良区 (TEL 33-0618)

日野川流域土地改良区 (TEL 57-1717)  
(水土里ネット日野川流域) (FAX 57-1718)

◎ **かんがい期間** 4月21日~9月18日……配水計画(10mm以上降雨時又は大雨注意報等発表時は、用水停止)

※4/8~4/20は苗代運転期間です。

なお、4/5~4/7は試験通水等のため、各ほ場のパイプラインに通水しますので、バルブを閉めておいてください。(非かんがい期に、地区でパイプラインの制水弁が操作している場合は元に戻して下さい。)

◎ 短時間に一定以上の降雨がある場合及び、施設機械の故障や点検、調整、補修等が必要な場合は、臨時に送水を中止又は一時中断します。

◎ 揚水機場、分土工のポンプやバルブ等の施設機械の点検、調整、補修等の為 一時的に送水を中止することがあります。(休止点検日を含む)

**適切な用水管理により琵琶湖の水質浄化に努めて下さい。**

## — 配水計画 —

【4月】

(試験通水)  
4/4 本管 4/6 6~8号  
4/5 1~5号 4/7 9~12号

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

苗代運転 (土、日、火、木) 4/8~4/20 苗代運転期間

【6月】

6/6~6/27 中干運転期間

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※休止日にはパイプラインの中の水が抜けてしまわないよう給水バルブを締めて、次に早く末端へ通水できるようにお願いします。

【8月】

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

◎ **節電(節水)運転にご協力をお願いします。**(5月下旬頃から午後9時~午前4時頃の時間帯で天候と需要量をみながら節電(節水)のため減量運転対策を実施予定)

【5月】

※代かき及び田植期に用水が大量に落水排水されないように尻水戸及び排水路の点検、調整、節水に注意願います。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※用水量が減少又は不安定になったときは、大量集中取水やゴミの不具合などが無いのか、周辺の通水状況を確認してから西部土地改良区に相談して下さい。

【7月】

※降雨後にかけ流し取水にならないよう調整、節水に注意願います。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※夜間の節電(節水)対策は天候と需要量をみて給水を継続することがあります。

【9月】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※配水計画終了日は関係機関会議で協議します。

- ★ 上記配水計画は、天候等により用水の供給又は休止することがあります。
- ★ 揚水機場(分土工)運転中は、赤(青)色回転灯が点灯していますので確認して下さい。
- ★ 代かき期は、各地区水利委員さんの指示による配水計画にご協力下さい。
- ★ かけ流し、畦畔(あぜ)からの漏水に注意し、適切な用水管理に努めて下さい。
- ★ 各ほ場のパイプ、バルブ、ボックスが破損したときは、近江八幡西部土地改良区へ連絡して修理等の相談して下さい。(管網系ほ場配管の仕切弁の操作が必要な場合があります。)
- ★ 節電(節水)及び環境保全のため「水漏れ防止」「浅水代かき」「濁水流出防止」などに取り組んで下さい。(裏面に説明)

- ★ 緊急の場合を除いて、用水に支障のある場合は、各地区水利委員さんを通じて連絡して下さい。
- ★ 年間の維持管理費(用水費)を土地改良区を通じて納めていただきます。
- ★ 日野川土地改良事業維持管理計画施設は、日野川流域土地改良区が維持管理及び操作等を行います。
- ★ 各地区ほ場整備事業施設は、近江八幡西部土地改良区が維持管理を行います。
- ★ 揚水機場(分土工)等には無断で立ち入らないように願います。
- ★ かんがい期が終了しましたら、給水バルブは全閉状態にし、ボックスにフタをして下さい。